

平成16年3月26日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂本博昭
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭



---

平成16年 3月26日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）   |
| 日程第2  | 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）                                     |
| 日程第3  | 議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）                             |
| 日程第4  | 議案第2号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）                      |
| 日程第5  | 議案第3号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）                |
| 日程第6  | 議案第4号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）                       |
| 日程第7  | 議案第5号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）                         |
| 日程第8  | 議案第6号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）                         |
| 日程第9  | 議案第7号 平成16年度鹿島市水道事業会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）                           |
| 日程第10 | 議案第31号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）                                |
| 日程第11 | 請願第1号 「消費者保護基本法の抜本改正を求める国への意見書」の採択を求める請願書（委員長報告、質疑、討論、採決）             |
| 日程第12 | 議員提案第1号 鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定について（総括質疑、総務常任委員会付託）（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第13 | 意見書第1号 消費者保護基本法の抜本改正等を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）                             |
| 日程第14 | 意見書第2号 地方交付税等の大幅削減に関する意見書（案）（質疑、討論、採決）                                |

---

午前11時54分 開議

○議長（小池幸照君）

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、3月11日の補正予算議案審議中、国保特別会計の松尾議員の質疑に対する答弁をしたい旨、申し出がっておりますので、これを許します。矢野市民部長。

**○市民部長（矢野 正君）**

去る3月11日、補正予算審議中の国保特会の関係で松尾議員から御質問をいただきました分につきまして、市長の方から、会期中に検討してお答えをすると、こういった分がございましたので、私の方から答弁をさせていただきます。

質問の要旨は2点でございました。

一つは、社会保険の加入促進の関係について行政の立場から働きかけはできないのかと。このことにつきましては、もちろん十分御承知のとおりに国の機関でありますし、国保の所掌外でありますので、原則介入はできないところでありますが、御質問の趣旨に沿って、私自身が社会保険事務所の方にお尋ねをいたしたところでございます。その結果は非常にいい感触をいただきました。御質問の向きも十分考えながら、社会保険事務所が今精力的にこの件に取り組みをしながら、さらに具体的に専門の指導員を配置したと。このことで私自身も非常に意を強くいたしまして、この点につきましては今後の状況、この推移を見守ってまいりたい、このように考えております。

2点目は、国民健康保険税の納税のあり方、今以上により納税をしやすいような、納めやすい状況づけはできないのかと。ここにつきましては大変困難な部分がございます。現在、国が定めております最高の7割の軽減、それを含めて3段階にわたる軽減措置を図っております。同時にまた、この税目に絞り込んでの特別の納税相談を年4回、さらには随時に税全般にわたる納税相談も受け付けておりますし、常に納税者の立場に立った、その視点に立った対応に心がけているところでございます。同時に、その中で所属の状況、あるいは所在の状況等をつぶさにお伺いをしながら、そこでもその状況に合った分割の納付を推奨いたしているところでございます。

ここをさらに踏み込むとなると、その答えはたった一つであります。それは何か。現行の税率を下げる以外にない。しかしながら、今下げる状況にないことも事実でございます。

いみじくも、松尾議員が翌日の総括質疑で、じゃあ今の税率がどこまでもつのかと、こういう御質問をいただきました。そのとおりであります。そのとき平尾課長が答弁したとおりでございますが、実は、だからこそ、原課はもちろん、財政当局とも協議をしながら、今の税率をできるだけ長く維持したい、保持したい、こういった切なる願いで日々努力をいたしております。ただ、これには相手があります。医療費の動向が一番の問題であります。より医療費が安く、低い位置で推移をしてほしいと、こういう願いのもとに努力を重ねておりますが、ここはやはり何といたしましても、住民お一人一人が、日常ふだんのみずからの健康管理、そういった感じで、平凡ですけれども、ここに尽きると思います。その健康管理に努め

ていただく。やはり今後は、いかに健やかに老いていくのか、あるいは、いかに美しく老いていくのかがすべての方に問われていると、こういう現状だろうと思いますし、この点よろしくお願いを申し上げたいと思います。

答弁は以上でございますが、私の方から最後に一言だけコメントをさせていただきたいと思います。

私がこの本会議場に足を踏み入れますのも、この演壇に立たせていただきますのも、本日をもって最後になりました。思い返してみますと、感無量ですし、万感胸に迫るものがございます。60歳になりましたが、日々私の涙腺が緩みがちでございまして、今も必死で涙をこらえているところでもございます。今日まで私にいただきました皆様方の心温まる御指導、御支援に対しまして、この場から改めまして厚く厚く御礼を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。大変お世話になりました。（拍手）

**○議長（小池幸照君）**

次に、本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

**○議会事務局長（坂本博昭君）**

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

**日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）**

**○議長（小池幸照君）**

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第32号の1議案を追加上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

現委員、堀田洋子氏の任期が、平成16年6月30日をもって満了いたしますが、引き続き堀田氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。

議案第32号は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略することに決しました。

## 日程第2 議案第32号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2、議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第32号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから人権擁護委員候補者の紹介があります。出村助役をお願いします。

○助役（出村素明君）

それでは、私の方から、ただいま推薦について御同意いただきました人権擁護委員候補者について紹介をさせていただきます。

堀田洋子様でございます。堀田様、一言ごあいさつをお願いいたします。

○人権擁護委員（堀田洋子君）

お疲れのところ失礼いたします。ただいま御紹介にあずかりました人権擁護委員の堀田洋子と申します。現在、浜町湯ノ峰に住んでおります。66歳です。

人権擁護委員の仕事には、啓発活動と並んで人権相談を受けるという仕事がございます。問題、トラブルを抱えた人と向き合う仕事は、静かに深く話を聞くことから始まるのですが、その話を聞いて、一緒に考えて問題解決の方向へ助言をするというのが与えられた任務の一つです。

法的な知識はさることながら、人情を含めて、とらわれない思考と、それから人間的な力量と申しますか、それが問われる非常に難しいボランティアだと存じております。離婚や相続、土地問題、ひいては、このごろ多いカードによる多額負債、いじめ、セクハラ、虐待、もう恐ろしいほど問題を抱えている現状です。身近に住んでいる人たちの人権擁護のために何とか役に立ちたいと思うのですが、浅学なため戸惑う日々が多いのです。自己研さんの日々を続けております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○助役（出村素明君）

以上、紹介を終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午後0時5分 休憩

午後1時7分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開きます。

次に、去る3月12日の本会議において各条任委員会に付託されました、議案第1号から議案第7号までの平成16年度予算の審議に入ります。

日程第3 議案第1号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第3．議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算について、各常任委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております各委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

総務委員会審査報告書

平成16年3月12日の本会議において、付託された議案第1号「平成16年度鹿島市一般会計予算について」、議案第6号「平成16年度鹿島市給与管理特別会計予算について」は3月16日・17日の2日間、委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成16年3月17日

総務委員会

委員長 森田峰敏

鹿島市議会議長 小池幸照様

---

文教厚生委員会審査報告書

平成16年3月12日の本会議において、付託された議案第1号「平成16年度鹿島市一般会計予算について」、議案第4号「平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」、議案第5号「平成16年度鹿島市老人保健特別会計予算について」は3月18日・19日の2日間、委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成16年3月19日

文教厚生委員会

委員長 北原慎也

鹿島市議会議長 小池幸照様

---

産業建設委員会審査報告書

平成16年3月12日の本会議において、付託された議案第1号「平成16年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、議案第7号「平成16年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月16日・17日の2日間、委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成16年3月17日

産業建設委員会

委員長 橋川宏彰

鹿島市議会議長 小池幸照様

---

各委員長から各委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。

まず、総務委員長森田峰敏君。

○総務委員長（森田峰敏君）

では、総務委員会の所掌の分について委員長報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号「平成16年度鹿島市一般会計予算について」の本委員会関係分につきまして、3月16日、17日の両日にわたりまして、担当部課長及び関係職員の出席を得て委員会を開催し、慎重に審議いたしましたので、



その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、市民課について。

市民課は、市民係では新年度は戸籍の電算化に取り組み、17年1月15日に導入予定で、当市は武雄市と山内町、塩田町と一緒にになって取り組み、市民部サービスの向上が図られると思っております。また、鹿島市印鑑条例の一部を条例改正し、本人確認方法を厳格にするというものです。

年金係では、年金改革法案も審議されており、現在4割の国民が未納者ということで、国と協力連携をしながら無年金者を出さないように頑張りたい。

選挙管理委員会は、参議員選挙が7月に、佐賀県有明海区漁業調整委員会選挙が8月にそれぞれ執行予定という説明を受け、質疑に入りました。

質問 企業の厚生年金から国民年金への切りかえがあると聞きますが、どのような状況なのか。

答弁 鹿島市において今のところ増加の傾向ではありません。

質問 戸籍の電算化でどのような利点があるか。

答弁 発行まで1週間ぐらいかかっていたが、翌日には交付可能となり、肉眼で見ることができないので、プライバシーの保護の強化、その他事務処理上のメリットがあります。

税務課について申し上げます。

個人市民税、法人市民税、固定資産税について、個人市民税は現在の不況で非常に税額が落ち込んでおります。法人市民税では一部企業が功績を維持されており、増収が見込まれております。固定資産税は事業不振等の企業があり、徴収率を押し下げております。

たばこ税は、嫌煙運動、禁煙運動が盛んに行われているが、本数は減っているが、税率の改正で伸びが顕著であると言われております。

軽自動車税は、普通車から軽自動車へ乗りかえる者が多く、増収を見込んでおります。

入湯税も増収が見込めるという説明を受け、質疑に入りました。

質問 固定資産の評価について。

答弁 平成15年に評価がえをしております。3年に1回行われるが、毎年下落の修正を行っている状況であります。

質問 障害者、特別障害者の税の控除があるとのことで、介護保険の適用、要介護度によって適用される制度があるが、手続の簡素化は。

答弁 所得税の手引書の詳細に記載していますが、調査員の意見書、医師の意見書がそろって審査員にかけられ、申請書を受理されてから30日以内に認定ということになっております。

次に、総務課について申し上げます。

総務部長、課長のあいさつで、16年度も通常の業務とさして大きな違いはないものと考えております。太良町の合併協議会が進められておりまして、この合併協議会が終了した時点で、この趣旨にそって事務的に細部まで詰めが事務方として生じてくるものと思っておりますというあいさつがあり、質疑に入りました。

質問 防災無線については大変聞き取りがたいが。

答弁 6月に年1回の点検があるので、業者と検討させてください。

質問 職員採用についてはどうしているか。

答弁 武雄と多久と鹿島3市共同で民間の専門業者に委託して1次の試験をしている。2次試験以降はそれぞれでやっているという答弁でございます。

企画課について。

太良町との合併、市制50周年記念行事、鹿島サミット、高興郡との交流、JR長崎本線の存続関係等、来年度はかなり多忙な年になるだろうと考えているという説明を受けて質疑に入りました。

質問 鹿島サミット、日韓交流事業などの成果を知りたい。

答弁 人的交流の輪が広がる、これが一番の大きな成果であるというふうに思っている。

質問 市制50周年事業で、冠事業としていろんなイベントが企画されているが、市民に対してPRが欠けていると思うが、どういう活動をとられているか。

答弁 3月の終わりから4月の初めになるかと思うが、全事業を載せたカレンダーを全戸に配布したい。

財政課。

かつてない歳入の落ち込みというような状況が16年度では出ており、これに関連いたしまして、予想ができた段階で15年度予算の凍結とかやりまして、現時点での最終不足額の見込みを1億円程度と今の段階では見ているという説明を受け、質疑に入りました。

質問 鹿島市の一般借入金の残高が12,235,000千円と大分減ってきたということですが、市は今後これをどういう形で努力されるか、お伺いします。

答弁 生涯学習センター建設事業の最終年度ということで、16億円程度の借金をしており、ことしから元金の償還が始まります。減債基金もある程度元金の償還の部分に充てていけば、通常の収支の中での歳出を軽くしていくという部分で、ほかの財源を充てられるというような形で、公債費の負担の部分をできるだけ軽くしながら、他の事業の方に財源を回せるような形で努力していきたいと考えております。

質問 15年事業を凍結もしくは延期という形で予算を確保したという説明があったが、凍結なのか、延期なのか。

答弁 凍結と延期、それから執行停止、これらがはっきりした概念ではございませんで、とにかく最低20%の凍結をお願いしますというような言い方をしております。市長の

方針、助役の方針とか、全庁的な合意まではまだ得ておりません。何とかしてそうになりたいという希望を持っております。

以上、本委員会に付託されました議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算についてのうち総務委員会に関する分について質疑、意見、要望が述べられました。

質疑終結の後、直ちに討論、採決の結果、議案第1号の本委員会関係分は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員長の報告を終わります。

#### ○議長（小池幸照君）

次に、文教厚生委員長北原慎也君。

#### ○文教厚生委員長（北原慎也君）

文教厚生委員長の報告をいたします。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算のうち本委員会関係分について、3月18日、19日の両日にわたり、教育長、市民部長を初め担当課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その概要を報告いたします。

本委員会所掌分は、教育委員会庶務課、生涯学習課、同和対策課、図書館、給食センター、みどり園、保険健康課、福祉事務所であります。

まず、関係所掌の部課より予算についての主要事項について説明を受け、直ちに質疑を行いましたので、その概要を報告します。

質問1 体育協会関係の管理事務はどのようになされていくのか。七浦、三道会、陸上競技場などあるが。

答弁 七浦の方は、地元七浦地区振興会に行政財産の使用許可の形で体育館の事務室を使用。三道会は、夜管理をしている方に昼間も管理をお願いし、常駐はとらない。新しい事務局としては、行財政改革の一環として陸上競技場に移す。16年4月からは事務局長と職員3名、計4名の体制となる。

質問2 鹿島市50周年記念史の編集はどのようになされ、販売もされるのか。

答弁 7名の編集委員で、今回は写真等を多く取り入れ、昭和49年以降の20年間の鹿島市史、近代史的な市史発行となる。印刷を1,000部考えており、各部落、小・中学校など関係機関に500部、残りの500部は販売することになる。

質問3 埋蔵文化の発掘調査は新規事業となっているが、どんな調査がなされているのか。また、継場の管理委託料はどのように使われるのか。

答弁 埋蔵文化財発掘調査は、新方皿山付近が広域農道の新設工事のため、そこが色鍋島の発祥の地ということで本調査の対象となっている。継場は最近、見学来訪者がふえ、ボランティアだけでは運営が困難と思われるので、謝金という形で地元と話してい

たいと思っている。

質問4 各地区の公民館の嘱託職員の人件費の問題で、土・日の勤務など超勤、時間外の勤務についての対応はどうか。また、採用はどのようにしているのか。

答弁 嘱託職員は報酬という形で支払われます。勤務時間は1日6時間、週5日、合計週30時間、原則として報酬には手当はつかないので、代休でお願いすることになる。ただ、勤務の態様が夜間・休日の勤務が多いので、月に1回は1日は割り増し報酬を出すことにしている。採用については公募という形をとり、試験の結果、成績優秀者より採用することとし、地域等の考慮はしない。

質問5 要保護、準要保護家庭の学校給食費の納入状況、徴収状況はどうか。

答弁 要保護家庭は生活保護費で充当され、準要保護家庭は教育委員会より保護される形をとっているが、母子家庭の中には家庭の事情によって準要保護申請の段階で未納が出る場合があるが、大概、申請後には納入されている。それでも未納者はあるわけで、最終的には3月、4月にかけて臨戸徴収でお願いをしている。例年、生活困窮家庭で700千円ぐらいが未納で繰り越されているが、計画的な納入を進めることとしている。

質問6 教科書採択の委員の中に現場の先生は入られるのか。

答弁 鹿島藤津地区は、教育事務所管内で委員が選任されるが、採択の手順として、段階を踏み、必ず現場の先生が入られるようにしている。現場の意向は必ず取り入れている。

質問7 遊具の点検清掃はどのようになされているか。

答弁 保育園でのブランコの乗り方、周りの危険度チェック、乗り方指導など注意を払っている。児童遊園地では、老人会、シルバー人材センター、地元の方などへ管理をお願いし、問題箇所があれば職員が出向き、業者の指導を受けたりしながら対応している。また、砂場点検はもちろん、年に1回は入れかえなどを行っている。

質問8 特別保育事業はどのようになされているか。また、定員オーバーしているところがあるが、どの程度か。

答弁 特別保育には、延長保育、保育所地域活動、一時保育、障害児保育、子育て支援短期利用事業などがあり、延長保育は全園で対応。定員については、七浦地区以外は9園が定員オーバーになっている。全体的には率で114%である。国の基準があり、それを超えてはいない。

質問9 肝疾患に関しての最近の状況について。

答弁 鹿島市では、これまでの40歳、45歳、50歳の節目検診を独自で実施してきた。鹿島ではC型肝炎の方が多く、新年度からは30代の肝炎検診を取り入れ、予防に努めることにしている。

以上、本委員会に付託されました平成16年度鹿島市一般会計予算についての本委員会関係分についての質疑、意見、要望がなされました。質疑終了後、直ちに討論、採決の結果、議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算について本委員会関係分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、文教厚生委員長の報告を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

次に、産業建設委員長橋川宏彰君。

**○産業建設委員長（橋川宏彰君）**

産業建設委員長の報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算についての本委員会関係分について、去る3月16日、17日の両日にわたり、担当部課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議いたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

まず、担当部課より予算説明資料の説明を受け、終了後、直ちに質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、農林水産課についての質疑の概要を申し上げます。

質問 現在、民間とまではいかないにしても、保育園、幼稚園、学校、公の場での鳥インフルエンザに感染するおそれの鳥類についての調査、対策はどのように行っているのか。

答弁 各部落の区長さんに対して、部落の中で愛護も含めて飼育されている方に、「消毒液を準備しています。とりにおいでください」と伝えてもらうようお願いしています。特に、学校、保育園等については教育委員会とあわせてその対応を行っています。

質問 「ふるさとの食の日」支援事業、この事業内容に県内畜産・農産物とある。給食の副食として出ているのか。15年度、16年度に小学校で行われているが、子供を通じて家庭での食べ物にも地産地消をわかっていたいただきたいと思うが、そのことを学校でどのように表現しているのか。

答弁 通常の給食の献立の中で県内産を使うということで、搬入業者、市場の皆さんも含め協議し、この素材を取り入れるということで行っています。当日の献立表、事業の意義あたりを含めて市報などで市民の皆様にPRをしていきたい。

質問 合併がなされた場合の農林水産業行政がどういうふうに移り変わっていかうとしているのか、あるいは移り変わらないのか。

答弁 鹿島市と太良町の農林水産業は似通った形態です。細部についての検証はまだやっていませんが、鹿島市と太良町の特性を生かした産業をつくり上げていくということにつきましても、今後じっくり取り組んでいきたい。

質問 生ごみ堆肥化構想で数年になるが、遅々として進んでいないと思う。農林水産課としては積極的な立場をとっているのか、その姿勢を伺いたい。

答弁 産業部と建設環境部で数度にわたって検討しています。循環型農業への利用が活発になると思います。生ごみ部門の方で堆肥と混ぜ合わせ、安定したものをつくるため必要な量においては産業部で確保する。生ごみの方が先導的に堆肥をつくる段階において畜産堆肥が必要であるものについては、その確保にはいつでも応じていくという形の中で、いま一度考え方をまとめたところです。

質問 今回の中山間地整備事業について、地域単位と思っていたら部落単位に変更になったということで、県・市はどのような形で地域を見ているのか。2部落が中山間地総合整備事業に組み込まれない。組み込まれるようにできないか。

答弁 私たちも前もって県の農林事務所に出かけ、そういう旨を伝えました。ただ、これを無理強いした場合、全部が消えるおそれもありましたので、農林事務所、県の方と折衝して、県の方から別の案でとの提案をしていただき、遜色のない形で今後事業を進めていく予定です。

質問 新しい鹿島市の選果場のセンサー施設に非常にトラブルが多いと聞いている。新しいうちから故障続きではコスト高になり生産者の負担になるのでは。その点の把握はしているか。

答弁 選果場には私たちもよく立ち寄っていますが、トラブルの発生で何か問題があったということは私たちは聞いておりません。

質問 荒廃田、荒廃地が非常に多くなっている。対策として、法人組織の推進、法人化に行政として取り組んでいるのか。どういうふうな行政指導をしているのか。

答弁 今度の米の政策大綱で国が方向を示しています。政策大綱のビジョンづくりでも担い手づくりが一つの要求となっています。鹿島の場合もビジョンづくりの中にそういうことを入れて、一気ににはできないが、徐々に進めていく方向になると思います。

質問 センサー式の選果場になってから、ミカン農家の実際の出荷量、それと負担がどういうふうに推移をしているのか。

答弁 今度のセンサーについては、一つ一つ、一戸一戸の農家の畑の状況というのがわかる仕組みになっています。そのあたりを今後JAとどう高品質に変えていくか、農家にいかに指導していくか、今協議しながら進めています。

質問 自然の館の横にワサビ田をつくられ、整備も中途半端なところにワサビを植えておられる。これから先、田の整備をして鹿島市の特産物として取り組む考えはあるのか。

答弁 今度、自然の館の運営が市に移行します。観光の部分と一緒に検討しています。ワサビ用をつくる時も地場産でされましたけれども、主体的に市がかかわりを持って

成功するような形でやっていきたい。

次に、農業委員会についての質疑の概要を申し上げます。

質問 市長は、207号バイパスの開通に伴って、北鹿島の一部の地域について、一時は農振を外して都市計画の色塗り区域に入れたいとの見解のもとに、所掌の課に県などへの事前の調査作業をされてきたやに聞いていますが、県は今の都市計画法上は許容できるものではないとのことようです。都市計画の色塗りはできないにしても、ほかの用途に使えないか、農業委員会として検討されてきた経過があるのか。

答弁 農業委員会としては、基本的には優良農地を守るとというのが農地法の原則です。流通施設につきましても、農業委員会の農地転用の許可基準の特例です。その前段で農業振興の形がありますので、それを重視するという形で当面いかざるを得ないと思っています。

質問 あっせん事業では、15年度22件を扱われたとのことだが、資金調達と負債整理の主な原因は何か。

答弁 後継者がいないので手放したい、規模拡大をしたい、負債整理でやむを得ず売らなきゃならんと、それぞれの農業経営者さんの取り組みでもありますので、こちらがだめだとは言えない部分もあります。

質問 農業者年金には何歳から加入でき、受給開始は何歳なのか。また、後継者がいないと年金はもらわれないのか。

答弁 農業者年金は20歳以上、60日以上働いていれば加入できます。受給は60歳から段階的にできます。後継者がいないから年金を受け取れないのではなく、経営移譲年金の有利な部分が受け取れないということであり、率がかなり低くなりますが、受給はできます。

次に、商工観光課についての質疑を概要を申し上げます。

質問 高津原の職業訓練校の15年度中の生徒は何名であったのか。

答弁 鹿島市、太良町、嬉野町、塩田町で28名が来ていただいています。そのうち、鹿島市出身者は18名です。

質問 観光費の中に、道の駅、干潟展望館、物産館などの歳出があるが、ここの部分での歳入はどこに費目として上がっているのか。

答弁 七浦産業振興会に業務委託をしています。歳入としては、干潟展望館と電気、水道の使用料、温水シャワー施設使用料としていただいています。

質問 中央駐車場の管理委託に 8,451千円、市営駅前駐車場の管理運営に 4,152千円、広さは違うが、管理そのものの手間は変わらないと思うが、倍額違う事情は何か。

答弁 駅前駐車場は管理委託費を観光協会へ 2,000千円、警備委託、機械リース代、保守点検、除草作業、電気代などは直接市が業務を行っています。これが 1,800千円です。

中央駐車場は、入り口のところの借地料 2,760千円、機械リース代、水道光熱費、保守点検、警備委託などに 5,690千円、商工会議所と委託契約をしています。中央駐車場は、機械リース代、借地料で上がっています。

質問 佐賀の観光の魅力アップキャンペーンに鹿島市も負担をしている。観光客の誘致で具体的に鹿島市に来てもらうようにしたというものがあるか。

答弁 全県的にキャンペーンをするわけですから、鹿島市独自で動いたことはないと思います。観光説明会、旅行業者等に鹿島に直接来ていただいて現地を見てもらったり、説明をしたりしまして、酒蔵通りにも干潟体験にもツアー客が来ていただいております。

次に、建設環境部調整室及び都市建設課についての質疑の概要を申し上げます。

質問 街なみ環境整備事業で、1年目は小公園だけの建設となっているが、この事業へ参加をしていただいている住民の方には今後どのように説明をするのか。

答弁 内部の財政的な状況等のすり合わせをして、地元にはこういう形で進めていきたいとできるだけ早く説明をします。

質問 16年度に国有地である農業用水路、農道が市に移管される、役割がなくなっている農道などを、個人の住宅の敷地の一部、または進入路の一部として払い下げを申請した場合、売却はするのか。

答弁 払い下げが可能であれば払い下げをするという取り扱いをしていきたい。

質問 都市計画で決まっている道路、または市道の生活道路の整備の進捗率はどのくらいか。

答弁 大体、改良率が市道で70%、舗装率が96%くらいです。道路に投資できる財源などを考えると、要望などがある主な市道の整備には相当時間がかかると思います。

質問 市営住宅の解体が乙丸に1戸、浜新町に1戸とのことだが、あとそこに入居者は何戸数か。

答弁 乙丸が5戸、浜新町が4名いらっしゃいます。

質問 中川内～広平線と大殿分～伏原線の工事完了時期はいつごろか。

答弁 中川内～広平線は平成8年から10年計画でしたが、21年度くらいまでの計画になりそうです。大殿分～伏原線は平成8年から17年度までの予定です。

次に、環境下水道課についての質疑の概要を申し上げます。

質問 生ごみ堆肥化構想については、横断的なプロジェクトはつくられているが、遅々として進んでいない。同じ状態ではどうしようもない。本年度はどうか。

答弁 13年度から職員レベルで検討会をしてきまして、農林水産課との話ではJ Aサイドで生ごみ堆肥を扱う考えがないなど、何回話しても平行線で先が見えないということで、一応終了した形になっています。



質問 不法投棄対策や苦情に対する対応など現状はどうなっているのか。

答弁 ごみマップ事業でパトロールもしています。市民の方からのお知らせなどで現地確認をして、名前とかがわからないものは市で処分をしています。

質問 ごみ袋の流れと販売手数料はどうなっているのか。

答弁 推進協議会から福祉作業所に行き、それから小売店に行きます。手数料は推進協議会が2円、福祉作業所が1円、小売店が3円90銭です。

以上、本委員会に付託されました議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算についての本委員会関係分について質疑、意見、要望が述べられました。

質疑終結の後、直ちに討論、採決の結果、議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算について本委員会関係分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業建設委員長の報告を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

20番松尾です。今回提案をされております平成16年度鹿島市一般会計予算について、反対の討論をしたいと思っております。

ことし、2004年度の地方財政計画、地方交付税の問題については、当初から新聞紙上などを非常ににぎわわせてきました。特に、2004年度の予算編成の基本方針を見ますと、改革断行予算の継続という基本路線を貫きながら、構造改革を一層推進し、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図ると。すなわち、官から民へ、国から地方へ、利用者の選択の拡大、ハードからソフトへの基本的な考えに沿って制度・政策の抜本的な見直しを行うと。それから、歳出全体にわたる徹底的な見直しを行い歳出改革を一層推進する。モデル事業を試行的に導入するとともに、民間の潜在力を最大限引き出すための制度改革、規制改革などの施策と予算の組み合わせという手法を活用するなどというのが出されております。

特に今回、三位一体改革の問題が非常に大きくなり、そのことが大きな影響を与えたわけですが、御承知のように、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直し、それから税源移譲を含む税源配分の見直し、この三つを一体として行うというようなことが打ち出され、このことが鹿島市の予算づくりに大きな打撃を与えてきたと思っておりますし、予算づくりの当初はいろんなところの新聞が、「自治体が予算がつかれないと悲鳴を上げている」というような記事を書くまでの状況が出てきたと思っております。

このことについては、もういろいろ言うまでもありませんが、そういう中で鹿島市の予算を見ますと、一般会計予算の総額が11,437,533千円ということで、15年度の当初予算との比較では0.5%の減と。減税補てん債の借りかえを除くと実質3.2%の減というような状況で予算が組まれていると。いろいろその過程においては、もう詳しくは省きますが、この鹿島市の予算づくりの流れを見ましても、三位一体改革が財源不足に大きく影響していることがはっきりしていると思います。鹿島市としても、このような中でいろんな努力をされたようですし、そのよしあしは別としましても、その後がうかがわれるわけです。

やはり一番大きな問題となるのは、このことが市民の暮らしに大きな打撃を与えるということです。市民は抜け出すことのできない不況の中で、きょう、そしてあすの生活のめどさえ立たないという状況が非常に多くなっています。また、鹿島市においても、去年の商工共済に関係した多くの人たちの暮らしと営業が、不況にも輪をかけ、ますます大変になってきている状況もあります。農業においても、特に16年度からは農家の経営をますます大変にしていくだろう米改革大綱の問題も出てきております。

家庭の収入の落ち込みは、高齢者を抱える家庭で、介護にも十分金が出せない、そういう中で多くの高齢者の方たちが不安な中で毎日の暮らしをされているという実態もあります。病気になり、早く病院に行けばよいのに、これくらいだから、お金も大変だからということで我慢をさせ病気がひどくなってしまふ。これは、金がないだけでなく、今パートで働く人が非常に多くなっておるわけですが、親にとっては一分一秒の時間も休めば収入が減る、また、子供の病気などでちょくちょく休めば仕事なくなるなどの問題も今非常に多くなっています。

この苦しい市民の暮らしの中、そして、この苦しい予算づくりの中で、今こそ予算を何に使うのか、どういふのに配分をするかということ十分に考えていかなくてはいけないと思いますし、私はこういうときこそ、生活に密着した予算づくりが必要だと思っています。いろんな要求はありますが、私が一貫して要求を続けておりますので、このことでお話をしたいと思います。

多くの市民の皆さんの要求があります6歳までの医療費無料化の問題についても、まだまだ条件は整っておりません。この件については再三議会でも要求をしているわけです。しかし、財政難の問題などもありまして、受け入れられておりません。全国の状況を見ますと、今日どこでも同じような財政状況で苦しんでいるわけですが、本当に地域の子供たちの命と暮らしを守らなくちゃいけない、各地域の家庭の人たちの財政を守るといふようなこともありまして、この3月までに医療費を就学前と小学校以上に実施している市町村の数が、通院で全市町村の37.1%、入院で62.7%までにふえていると言われております。これは2003年1月現在、1年前の数字で私は申し上げておりますので、さらに今、このことではその自治体がふえているようです。特に、ことしの4月からは、武雄市では6歳までの歯科医療が無料

になると思っています。5年前と比べれば、通院では約14倍、入院では5倍といますから、こういう財政難の中でも本当に子供たち、地域の人たちのことを考えた取り組みがされていると思います。既に高校まで無料というところもあるようです。

次の問題に行きますが、今市民の多くの人たちが就労の場所を求めています。働く場所の少ない鹿島市では、このような時期こそ行政が市民に就労の場を与える、設けるということは非常に大事なことでないでしょうか。そればかりか、市の職員は減らしていくというやり方が、そして、減らしはしたけど、あとは余分にはふやさないというような状況が今の鹿島市です。

市民は今、生活環境、福祉の問題を初め多くの要求を持っておりますが、これらの問題はこれまでもハード事業優先の中で財政が苦しいと置き去りにされてきましたが、今年度からはますますこれがひどくなりました。その一方ではどうでしょう。公園事業などには惜しみなく予算がつけられていると思います。確かに四次総合計画などがあり、それに沿って事業をしていくことが大事だということはわかります。しかし、財政状況が急変した場合には、それなりの対応が必要ではないでしょうか。

例えば、今回特に目立ちますのが蟻尾山公園にかかわる問題です。蟻尾山公園は私のおひざ元でもありますので、それはよりよくしてもらいたいという要求があるのは間違いのないことです。しかし、今の時期だからこそ、私はこのところで見直す必要があると思うんです。補助事業と単独事業を合わせると、約90,000千円の予算がつけられていますが、そのうち約40,000千円は借金です。これまでも借金払いはたくさんやっているわけですが、ますます多額の借金を抱えるというような状況になっております。整備をする必要もあるでしょう。でも、この時期にこれだけのお金は生活環境や福祉に回すべきではないでしょうか。

さらに、これまで取り組んできた事業の見直しも私は必要だと思います。いろいろなものがあります。例えば、ことし、私たちの住んでおります鹿島市で開催予定の鹿島サミットや、また姉妹都市を結んでいる韓国の高興郡との交流の問題です。毎年訪問をしたり、受け入れを行い、それらに予算が使われておりますが、これらの見直しも私は必要だと思います。特に相手もあることですから、全面的に廃止ができないのなら、節目節目の何かの問題があるときに訪問受け入れをしながら交流をし、少しでも予算を削減していくとことで、そういうお金を市民の要求に回すということを私は考えるべきだと思います。

さらに、補助金や負担金の見直しです。これもいろんな問題があります。私は、見直しだからといって一概に削減するだけではありません。もちろん、増額をしなくちゃいけない分もあると思います。それと同時に、廃止をしなくちゃいけない分もあると思います。特に私が指摘をしたいのは、補助金などを出しながら、その使い道も明らかにされない同和団体に対する活動補助金の問題です。

この件については、総括質問のときにも私は申し上げましたけれども、本当に活動された

ものがどうであるか議会にも明らかにされないような、そういう団体に対して、ほかの団体以上の補助金が出されているわけですから、そういうのに対しては、やはり見直すべきだと思います。すべての補助金事業について、もう一度一から見直し、この時期に何をすべきかということをしちんとやりながら財政の使い道を考えていくべきだと思います。

市民の要求は、財政難を理由に置き去りにされるわけです。ところが、県や国からなど上からの押しつけは嫌と言えないで、財源がないといいながらも予算の措置をしなければならぬ問題も出てきております。その一つの問題が県教委から市教委に2名派遣をされていた指導主事が、ことしから1名は市で抱えなくてはいけなくなったことなどを見ても、そのことがわかると思います。国の予算編成方針は、もちろん鹿島市にも全面的に押しつけられているわけです。一つ一つ申せばたくさんありますが、例えば公立保育所運営費の補助金など、国からも、県からも、もうゼロというような形で今回やられてきたわけです。本当にこれからのいろんな運営がどうなっていくだろうかと心配をするわけです。

最後になりますが、国や県が財政的に大きな打撃を押しつけてきたわけですがけれども、そういう中で、市の運営ができない、予算が組めないなどという問題が起きているわけです。そういうことを問題として、嫌でも合併をしなければならないと思わせ、合併を何が何でも押しつけようとしていると私は思います。特に、今度の当初予算が組めないような中で、合併をしないとこれを乗り切ることができないと、まさにそれだけの理由でこの合併の押しつけがされようとしているわけです。私は、こういうときこそ、市民の皆さん方の意見を聞き、そして、その意思を問う必要があると思いますので、総務委員会の折にも住民投票をすべきだということを申し上げました。ところが、その答弁は、住民投票をすれば、合併がもしだめだというような結果が出たときには、今まで話を進めてきた相手の方に非常に迷惑になるんだと、また、逆の場合も考えられると、そういうことをおっしゃっています。さらに、交付税が少なくなって住民サービスができなくなると、ここから考えますと、住民のためというようなことも考えられますが、これらの考えは住民そっちのけの合併を進めようとしている以外の何ものでもないし、そういう県や国の態度は本当に許せないと思います。

国や県の成り行きの中で、予算づくりに苦勞をされ、努力されてきたことはわかります。しかし、このことは根本的に国の政治を変えなくてはいけないと思います。それを住民に押しつけてしまうというような取り組みじゃないかと思います。

私が特に問題だなと思いますのは、この当初予算が組めない、財源がないということで、15年度予算を1月時点で予算残額の20%を執行停止にして16年度の予算づくりに回したということです。このことを考えると、当初の数字合わせはちゃんとできたんだけど、予算を執行し、金がないということで、16年度だって、いつまたこのような方策をとられるか信用できません。不十分でも市民が期待をしている予算も組まれております。途中どうなるかわからないということは、予算を信じ期待をしている市民をだますことにもなると私は思いま

す。

ことしの当初予算を見ると、大変だと言いつつも、非常に甘い予算の立て方だと私は思っています。あとは途中でどうにでもなるんだというような、市民生活がここまで大変な時期にきているときに、市民が安心できる、市民が行政に頼れるものではないとの思いで私はこの予算を見ております。ますます市民生活を不安に追い込むような予算だと私は思います。

私たち日本共産党は、1月に23回の党大会を行いました。その大会決議では、今日の地方政治をめぐる新しい特徴として、「国から地方へ」を合言葉に、三位一体の改革と市町村合併が押しつけられていると指摘をしましたが、まさにそのとおりの状況が進んできたことを私は非常に残念に思っています。

このことを最後につけ加えまして、私の反対の討論にしたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

18番吉田正明君。

**○18番（吉田正明君）**

18番吉田正明でございます。議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

ことしは、鹿島市市制施行50周年目の節目に当たり、記念すべき諸行事、イベント等も計画されておりますが、この不景気の中で、幾らかでも市民の気持ちが明るく、また和むようにと精いっぱい企画であつたらうと思つています。

本議員なりに、50年の鹿島市の歴史を振り返るときに、まず初代市長は松浦茂氏、2代目矢野正治氏、3代目馬場勝氏、4代目が桑原允彦現市長と、市政のかじ取りをされてきたわけであります。

当市の基幹産業である第1次産業の振興には、過去の予算の構成比でも農林漁業費は20%台をクリアしてきましたが、それは災害復旧に市政の重点を置いてきたためであります。昭和30年代のたび重なる水害は、市民生活を悲嘆のどん底に陥れました。まず当時の市政は、安心・安全のまちづくり、災害のないまちづくりを最優先課題として、市内10河川、20水路の整備、雨水排水機場の設置、また、照れば干ばつ、降れば水害常襲地帯の解消、肥沃な農地と生産性の向上に力点を置いてきました。土地改良事業がそうであります。

農業振興の諸施設が一段落すると、次は教育施設の整備でありました。大規模校鹿島小学校の是正のために、明倫小学校の創設、七浦分校の新築、北鹿島小学校オープンスペースの新校舎等、教育施設の充実、そしてバランスと力を注いでまいりました。また、市内6地区の諸施設のバランスから、体育館を初め公園などもほぼ整つてきたのではないかと思います。

21世紀に向けて、まだ行政課題は山積しておりますが、特に国からの交付金12%削減によ

る予算編成、三位一体の施策は、都市部と地方の格差をますます拡大し、手足縛って自由に泳げとプールに投げ込まれたような状況ではないかと思えます。しかし、市民のニーズに最大限こたえ、苦渋の選択肢の中での予算配分は了とするもので、最高の効率を高めた行政を期待し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第1号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第2号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4. 議案第2号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

#### 産業建設委員会審査報告書

平成16年3月12日の本会議において、付託された議案第1号「平成16年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、議案第7号「平成16年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月16日・17日の2日間、委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成16年3月17日

産業建設委員会

委員長 橋川宏彰

鹿島市議会議長 小池幸照様

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長橋川宏彰君。

**○産業建設委員長（橋川宏彰君）**

産業建設委員長の報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第2号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、去る3月17日に担当部課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議いたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

まず、担当部課より予算説明資料の説明を受け、終了後、直ちに質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

質問 次期整備区域の南部処理分区幹線網の整備について、事業の着手から工事の完成、全体面整備が終わるのはいつごろか。

答弁 仮に16年から着手したとして、設計に2年間程度はかかりますので、面整備の工事は早くても3年目くらいからの着手になります。供用開始の時期は、処理場、中継ポンプ場などの整備もあり、中牟田の例を申し上げますと、それから五、六年ぐらいに完成ということになるかと思えます。

質問 新計画の目標年次が平成33年ということになっているが、これで終わるのか。

答弁 14年度に全体の基本計画を見直し、その結果、平成33年ということで設定しています。計画年次は20年というスパンで計画しています。

以上、本委員会に付託されました議案第2号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について質疑が述べられました。

質疑終了の後、直ちに討論、採決の結果、議案第2号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業建設委員長の報告を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。議案第2号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第2号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第3号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、産業建設委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

産業建設委員会審査報告書

平成16年3月12日の本会議において、付託された議案第1号「平成16年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、議案第7号「平成16年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月16日・17日の2日間、委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成16年3月17日

産業建設委員会

委員長 橋川宏彰

鹿島市議会議長 小池幸照様

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長橋川宏彰君。

○産業建設委員長（橋川宏彰君）

産業建設委員長の報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第3号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、去る3月17日に担当部課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議いたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

まず、担当部課より予算説明資料の説明を受け、終了後、直ちに質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

工場団地への標識がないということで以前から設置を求めていたが、今回の予算計上のいきさつはどのようなものかという質疑に対しては、昨年12月の207号バイパス全面開通に伴って、谷田工場団地への進入口の表示をした方がいいということで予算計上しましたとの答



弁がありました。

以上、本委員会に対して付託されました議案第3号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について質疑が述べられました。

質疑終結の後、直ちに討論、採決の結果、議案第3号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業建設委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第3号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第3号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第4号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6. 議案第4号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

#### 文教厚生委員会審査報告書

平成16年3月12日の本会議において、付託された議案第1号「平成16年度鹿島市一般会計予算について」、議案第4号「平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」、議案第5号「平成16年度鹿島市老人保健特別会計予算について」は3月18日・19日の2日間、委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成16年3月19日

文教厚生委員会  
委員長 北原慎也

鹿島市議会議長 小池幸照様

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長北原慎也君。

**○文教厚生委員長（北原慎也君）**

文教厚生委員長の報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第4号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、去る3月19日、担当部課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

担当職員の予算説明資料により説明を受け、直ちに質疑を行いました。

本案については、質疑は特にはなく、質疑終了の後、直ちに討論、採決の結果、議案第4号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、文教厚生委員長の報告を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

簡単ですので、自席でお願いします。

ただいまの委員長報告では、特別の質疑はなかったということですが、国の方針の中で、国民健康保険税の滞納者に対して強行的に、あるときは貯金通帳の差し押さえをしてでも取り上げるといような方針などが出されておりますが、そういう問題についての論議などはなされなかったのでしょうか。

**○議長（小池幸照君）**

文教厚生委員長北原慎也君。

**○文教厚生委員長（北原慎也君）**

20番議員にお答えをいたします。

そういう議論はございませんでした。

以上、報告をいたします。

**○議長（小池幸照君）**

質疑ありませんか。20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

なかったということで、あとは言うことありませんが、非常にこれから大変な事態になる中で、そういう論議がされなかったことは残念に思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第4号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第4号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第5号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第5号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計予算について、文教厚生委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

#### 文教厚生委員会審査報告書

平成16年3月12日の本会議において、付託された議案第1号「平成16年度鹿島市一般会計予算について」、議案第4号「平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」、議案第5号「平成16年度鹿島市老人保健特別会計予算について」は3月18日・19日の2日間、委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成16年3月19日

文教厚生委員会

委員長 北原慎也

鹿島市議会議長 小池幸照様

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長北原慎也君。

○文教厚生委員長（北原慎也君）

文教厚生委員長の報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第5号 平成16年度鹿島

市老人保健特別会計予算について、去る3月19日、担当部課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

担当職員の予算説明資料により説明を受け、直ちに質疑を行いました。

本案については、質疑は特にはなく、質疑終了の後、直ちに討論、採決の結果、議案第5号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計予算について全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、文教厚生委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第5号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第5号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第6号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8、議案第6号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計予算について、総務委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

#### 総務委員会審査報告書

平成16年3月12日の本会議において、付託された議案第1号「平成16年度鹿島市一般会計予算について」、議案第6号「平成16年度鹿島市給与管理特別会計予算について」は3月16日・17日の2日間、委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成16年3月17日

総務委員会

委員長 森田峰敏

鹿島市議会議長 小池幸照様

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長森田峰敏君。

**○総務委員長（森田峰敏君）**

総務委員長の報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第6号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計予算について、去る3月16日、17日の両日にわたり担当部課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議いたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

まず、担当部課より予算説明資料の説明を受け、終了後、直ちに質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

質問 鹿島市、太良町の職員のラスパイレスはどのくらいか。

答弁 鹿島市が98.9、太良町が95.3となっております。

質疑終了の後、直ちに討論、採決の結果、議案第6号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計予算については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員長の報告を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。議案第6号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（小池幸照君）**

起立全員であります。よって、議案第6号は提案のとおり可決されました。

**日程第9 議案第7号**

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9．議案第7号 平成16年度鹿島市水道事業会計予算について、産業建設委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

産業建設委員会審査報告書

平成16年3月12日の本会議において、付託された議案第1号「平成16年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、議案第7号「平成16年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月16日・17日の2日間、委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成16年3月17日

産業建設委員会

委員長 橋川宏彰

鹿島市議会議長 小池幸照様

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長橋川宏彰君。

○産業建設委員長（橋川宏彰君）

産業建設委員長の報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第7号 平成16年度鹿島市水道事業会計予算について、去る3月17日に市長、担当課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議いたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

まず、担当課より予算説明資料の説明を受け、終了後、直ちに質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

質問 ダム建設の当初予定の350億円が最終的にどの程度の建設総事業としての見込みになっているのか。350億円程度で大体確定するのか。

答弁 基本的には15年度末までには350億円でとなっていました。ダムサイトの堤体の部分で岩が予測より早く出てきたということで、セメントもそれだけ要らないわけですから、その分事業費も減ると聞いています。後で確認をしてお知らせします。

質問 東亜工機が谷田に移転されますが、今まで大口の需要者としてどのくらい東亜工機で利用されていたのか。今後どのように東亜工機が水を計画されているのか。

答弁 東亜工機は大口需要者であり、横田で1万8,000立方、大村方で2,100立方です。この両方が谷田に行ってボーリングで地下水を取水されるということですので、水道事業には大きな打撃です。

質問 配水施設の設計業務委託として予算計上されているが、高津原の水位の低下が理由なのか。

答弁 夏場の需要が多いとき、それと蟻尾山グラウンドの芝生に散水したりした場合の水量不足があります。

以上、本委員会に付託されました議案第7号 平成16年度鹿島市水道事業会計予算について質疑、意見、要望が述べられました。

質疑終結の後、直ちに討論、採決の結果、議案第7号 平成16年度鹿島市水道事業会計予算については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業建設委員長の報告を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

11番寺山富子でございます。議案第7号 平成16年度鹿島市水道事業会計予算につきまして、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

この水道事業につきましては、今まで鹿島市の上水道の水資源を決めることになる第六次拡張事業に意見を申してまいりました。従来から一貫して訴え続けておりますことは、上水道の水資源をこれからも今までどおり地下水としてほしい、このことを申し続けてまいりました。

昭和63年、ダムの水を水道の水源とした六拡事業が決められた要因であります1点目が、一般水道水のくみ上げによる地盤沈下の心配が言われていたことですが、この地盤沈下については報告があっていないということです。

2点目が、将来水が不足するのではないかという見通しでしたが、当市の水道の配水量は1日1万3,500トンであるのに対し、使用水量は約8,600トンで、余力は十分にあると言われております。決算報告でも明らかなように、ここ数年、年間配水量の減、1日平均配水量の減が続いており、今後においても水需要の伸びは期待できないと予測がなされております。

3点目が、人口の増加や企業進出による水量不足が予想されておりましたが、ふえるどころか減少の動向にあります。企業進出の見込みについては大変厳しい状況を呈しており、企業や家庭においても節水型のいろいろな研究が進み、また循環型の導入もふえています。

以上のような理由で、今後も地下水を水資源とする水道事業をと考えるものでございます。ここ数年来、市長は、第六次拡張事業への先行投資は極力抑えていく方針を打ち出しておら

れ、その約束を果たされていることに対し、私自身、そのことに対して大きく評価をいたすものでございますが、しかし、現在においてもきちんとした第六次拡張事業の方向性については示されるに至っていません。

昨日行われました鹿島市と太良町の合併を考える対話集会において、水道に関する質問に対し市長は、1日1万3,500トンの配水量に対し63%の供給量であり、37%の水の余裕がある。水道料金に大きくかかわってくる六次事業に関する工事は現在していないとの答弁がなされていたところでございます。六次事業の方向性に大きく踏み込んだ答弁と受けました。安心もいたしたところでありますが、繰り返すこととなりますが、延期の申し出の考えを示されるに至っておりますが、きちんとした方向性が示されない限り、不安はつきまといまし、残っています。

おいしい地下水を飲み続けたい、守りたいという市民の方々の気持ちを代弁し、反対討論といたすものでございます。

○議長（小池幸照君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第7号 平成16年度鹿島市水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第7号は提案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後2時27分 休憩

午後2時48分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お諮りいたします。去る3月11日に追加上程された議案第31号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって議案第31号は委員会付託を省略することに決しました。



## 日程第10 議案第31号

### ○議長（小池幸照君）

それでは、日程第10. 議案第31号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。正宝課長。

### ○市民課長（正宝典子君）

それでは、議案第31号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は1ページから1ページでございます。

説明資料は1ページでございますが、今回の改正は、印鑑登録に伴う本人確認を厳格にするため、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い本条例の整備をお願いするものでございます。

それでは、説明資料にて御説明申し上げます。

1ページでございますが、左側の欄が新でございます。その中の第4条第2項中回答書の次に「及び市長が適当と定める書類」を加えるものでございます。

また、旧欄中の「同条中4項、5項を一つずつ繰り下げ、第4項に新たに第2項及び第3項の本人確認を行う場合は、必要に応じ適宜口頭で質問を行って補足する等慎重に行うものとする」を加えるものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。（発言する者あり）

### ○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第31号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

### ○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第31号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第11 請願第1号

##### ○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 請願第1号 「消費者保護基本法の抜本改正を求める国への意見書」の採択を求める請願書についての審議に入ります。

去る3月12日の本会議において産業建設委員会に付託されました請願第1号 「消費者保護基本法の抜本改正を求める国への意見書」の採択を求める請願について、産業建設委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長橋川宏彰君。

##### ○産業建設委員長（橋川宏彰君）

産業建設委員会審査の報告をいたします。

去る3月12日の本会議において付託されました請願第1号 「消費者保護基本法の抜本改正等を求める国への意見書」の採択を求める請願については、3月15日に委員会を開催し、参考人として請願者に出席を求め、請願の趣旨について説明を受け慎重に審査をいたしました。

その審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告します。

##### ○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わります。

採決します。請願第1号 「消費者保護基本法の抜本改正を求める国への意見書」の採択を求める請願書に対する委員長の報告は採択であります。請願第1号は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

##### ○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって請願第1号は採択することに決しました。

しばらくお待ちください。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、寺山富子君外5名から議員提案第1号 鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定について、橋川宏彰

君外7名から意見第1号 消費者保護基本法の抜本改正等を求める意見書(案)、森田峰敏君外5名から意見第2号 地方交付税等の大幅削減に対する意見書(案)、以上3件が提出されましたので、この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小池幸照君)

御異議ないものと認めます。よって議員提案第1号及び意見書第1号から第2号は日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第12 議員提案第1号

○議長(小池幸照君)

それでは、日程第12. 議員提案第1号 鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定についての審議に入ります。

提出者の提案理由及び議員提案第1号の説明を求めます。11番議員寺山富子君。

○11番(寺山富子君)

---

議員提案第1号

鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定について鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例を別紙のとおり制定する。

平成16年3月26日提出

提出者	鹿島市議会議員	寺山	富子
賛成者	〃	森田	峰敏
〃	〃	水頭	喜弘
〃	〃	中西	裕司
〃	〃	谷口	良隆
〃	〃	松尾	征子

提案理由 鹿島市の合併について、市民の意思を問う為に条例を制定する必要があるもので、この案を提出する。

---

11番寺山富子でございます。本日ここに平成16年3月議会におきまして、鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定について御審議をお願いするものでございます。

議員提案第1号 鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定について、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出をいたすものでございます。

平成15年5月16日、鹿島市と太良町でそれぞれ臨時議会を開催し、鹿島太良合併協議会の設置議案が提出され、同議会とも可決され現在に至っています。それ以降、平成17年3月1

日を合併の期日と目標を定め、4月の中ごろには合併協定項目の協議が終了する予定となっているようであります。

今後のスケジュールとしましては、合併協定項目の協議が終了する4月中旬以降に、市民の皆様に対し、鹿島市と太良町の合併について住民説明会を開催し、合併について考えていただき御理解を賜る。その後、古川県知事立ち会いのもと合併協定書の調印を行うとされています。ただし、太良町では合併協定項目の協議が終わる4月中旬以降1カ月から1カ月半かけて住民説明を行い、その後住民投票を行うとされています。その後、6月議会に市町村合併の議決を鹿島市、太良町の議会で審議を行っていくとなっています。以上は、鹿島市と太良町の合併への取り組み方、進め方でございます。

さて、鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定ということで提案をいたすことについて、条例についての説明を少しさせていただきたいと思っております。

鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例。この目的、第1条でございますが、「この条例は鹿島市が太良町と合併しようとする場合、その合併の可否について住民の意思を確認することを目的とする。」第2条として住民投票を掲げておりますが、「前条の目的を達成するため、住民による投票（以下「住民投票」という）を行う。」「住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない」。

住民投票の執行は、「住民投票は、市長が執行するものとする」というふうにしています。

次に、住民投票の期日ということで、「住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日」、施行が、これが通った場合ですね、「施行の日から30日以上経過した日で、市長が定める日に実施するものとする」。「前項の規定により投票日を定めたときは、市長は選挙管理委員会にこれを通知しなければならない。」、3項にしましては、「前項の通知を受けた選挙管理委員会は、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。」としています。

投票資格者におきましては、「住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において鹿島市に住所を有する年齢満20歳以上の者」というふうに定めております。ここを18歳という考えもあるかと思いますが、現在の日程からしますと、20歳以上ということでここに条例を掲げさせていただいております。「鹿島市の選挙人名簿に登録されている者及び告示日の前日において鹿島市の選挙人名簿に登録する資格を有する者」というふうにしています。

大まかに説明をしておりますが、第7条につきましては、「住民投票は、1人1票とし、秘密投票とする」というふうにしています。

それから、投票の情報の提供ということで、10条に「市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、鹿島市の合併について市民が意思を明確にするために必要な情報の提供に努めなければならない。」

投票の運動につきましては、第11条に「住民投票に関する投票運動は、自由とする。」以下、掲げております。

運動の期間は、「住民投票の期日の前日までとする」というふうにしております。

住民投票の成立については、第12条に「住民投票は、投票資格者の2分の1以上の者の投票により成立する」、「前項に規定する要件を満たさない場合においては、開票を行わないものとする」というふうにしております。

投票及び開票につきましては、第13条に「前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票管理者、投票立会人、開票時間、開票場所、開票管理者、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による」というふうにしております。

それから投票結果の尊重ということで、第15条に「市民、市長、市議会及びその他執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」というふうに定めております。

第16条につきましては、「この条例に規定するもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。」としています。

附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する」。

二つ目に、「この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う」というふうに定めて、一応、条例を定めています。

次に、なぜこのような住民投票を提案するのかでございます。

一つ目が、単に合併に賛成か反対ではなく、地方自治そのものが問われています。まず、本来の自治を確立する手段として合併をとらえてもらいたいと思います。

二つ目の提案の理由です。現在置かれている地域の状況と将来的な方向を考えていただく機会とし、自分たちの将来をどうしていくか、幅広く市民の皆さんの意見を集約していく手段として、住民の直接参加制度の一つである住民投票を実施したいと考えております。

三つ目が、全市民的な影響の大きい将来にかかわる重大な課題でありますので、やはり住民投票で民意を問う、確認するという手続が必要と考えます。また、市民の皆様にも必然的に合併に伴う責任と義務が発生してまいります。合併ということに当たっては、市民の皆さんの覚悟の部分も必要になります。

四つ目でございます。将来に禍根を残さないような合併をするためにも、多くの市民の皆さんの納得のもとに進んでいきたいと思います。

以上、提案に当たっての理由なり説明をいたしました。

私たちが議会議員として、鹿島市議会として合併問題を解決するため、社会のニーズに、住民ニーズにこたえていくために、そのプロセスを大事にしなければいけないと思います。市民の市政参加を促し、議会と市民が補完し合いながら合併論議を進めていけるよう、議員

各位の御理解を賜り、御賛同いただきますよう、心からお願いをいたす次第でございます。  
慎重な御審議をよろしくお願いいたします。

以上、提案を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

直ちに質疑に入ります。10番北原慎也君。

**○10番（北原慎也君）**

10番北原でございます。ただいま提出者の寺山議員により議員提案第1号 鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定についてということについて御説明をいただいたわけですが、3点ほど御質問をさせていただきたいと思っております。

議案審議でございますから、私見をなるべく交えないように申し上げたいと思っておりますが、まず、太良の住民投票条例は1年前に行われたとお聞きしております。ここに6名の方の賛成者のお名前があるわけですが、皆さん方それぞれ、この条例制定についてどのようなお考えをお持ちだったのか、私、寺山議員とか、あるいは松尾議員は、これまでも一貫して合併に反対という立場をとっておいでになっておられたと承っております。また、そういうふうには理解をしてきました。ほかの皆さんは合併賛成というようなことでやっておいでになったと思うんですが、実は、私にこの条例制定についてのお話をされたのは中西副議長であります。24日だったと思っておりますが、私の方に電話がありまして、こういうふうにやりたいということだったので、私はこういう重要な案件でありますから、自分だけの判断ではなかなかこれは難しいというふうに思ったので、支持者の皆さんにこういうことだがどうだろうかというお話をいたしまして、それで、これは支持者の皆さんの意向に私は従ってきたつもりであります。

そこでお尋ねですが、この条例を制定したいと言われる皆さんがどういうお考えのもとにこういうことをなさろうとしたのか、その経過について御説明をいただければと思っております。これが1点目です。2点目、3点目は後からでしょう。お願いします。

**○議長（小池幸照君）**

11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

北原議員の質問にお答えをしたいと思います。

各議員の、ここに賛成者と上がってられる方の、私を含めてですが、それぞれの方の、この条例制定に対する考え方を問うということによろしいでしょうか。（発言する者あり）その中に、私と松尾議員においては、今まで、この住民投票条例を必要とした意見を述べていたということで、ほかの議員についてのその辺の変化というものを、変化といいますか、考え方を問うというふうなことも言われたんじゃないかなというふうに思いますが、これにつきましては、私たちはこの条例を制定する考えのもとに集まりました。

その中で言われたことは、今回の条例案というものは、合併に賛成するのか反対するのかというのではなく、合併そのものを、合併について賛成反対はここでは問わないと。合併のあり方について、やはり、まだまだ住民の意向を、直接、間接的に聞いているというふうな意見もありますが、まだまだ十分に聞いているには至っていないというふうに考えたわけがあります。

それから、今回民意を反映していると言いがたいというふうにも言えます。議会議員として、どういうプロセスで、この合併について賛成を述べるか、反対をするのか、これは6月議会でなってくるかと思いますが、まだまだ住民意向調査を実施されておりますが、市民の考えは合併には賛成だととらえられている部分もあるでしょう。少なくとも多くの市民は合併協議について、その推移に関心を持っておられます。また、不安を感じておられます。また、あるいは期待を寄せておられる方もいらっしゃいます。

そういう状況の中、住民の意見、賛否を住民投票で問うぐらいの裁量というものを市議会としては持つ必要があると、そういうことをする必要があるということで、ここに掲げている賛成者はそういう気持ちと、前に申しました、私が四つの合併につき住民投票をする手段としてこれは必要だというふうなことは、それはみんな一致したところでございます。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

どういってお考えであるのかというのは、先ほどお聞きしましたのでわかっておったわけですが、後だって総務委員会に付託をされて、そこで議論もなされますので、簡単なことを、あと2点質問させていただきますが、まず、この条例制定について、条例の中身を見ましても、例えば、第3条には市長が執行すると。第4条で市長が定める日に実施するものということになっているわけですが、これに関連をいたしまして、条例を制定するのを議会の方から出したわけですが、大体、提出者としては、この条例制定されて、実際に住民投票をするためにどれぐらいの予算を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

2点目の御質問は、予算についてどういうふうと考えられておられるのか、また額についての御質問であったかと思えます。

この件につきましては、私たち賛成者を含めまして、やはり金がかかるということもありましたので、大体のところは聞かされました。7,000千円から10,000千円ということが言われました。これについての検証は、私たちはしておりません。

と申しますのは、住民投票というものの位置づけですね。そういうものに対する経費との兼ね合いで比較できない、価値観が違うということで、その件についてはそのくらいかかるだろうということは、予測はしておりますが、それとの重要さというところでは検証は、私たちはしておりません。そのくらい重要だと考えています。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

最後の質問をさせていただきます。

大体、お金のことについては私もそれくらいはかかるかなというふうに思って、聞いてはありました。

そこで、実際に執行されるのは行政側ですね。市長が執行するわけです。その執行する市長の側とどのような話し合いをなされて、実際に動いていかれようというふうにお考えなのか、そこのところをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

この条例案というものは、やはり市の、いろんな意味で関係が生まれてきます。その市と関係をどういうふうに関後していくのかという御質問だったかと思いますが、私たち、これを出すに当たりましては、これを本来は市長に提案をしてほしいと、常に私は言い続けてきました。それができなかったから、重要性を重んじながら議員提案という形をとったわけでございます。こういうふうな、ちょっと言えば、住民投票というものは、市町合併について住民の関心を高め、行政主導で決定された選択肢以外の選択肢を提示するという点、議会と住民の意思の、いろんな乖離を解消するという点では、一定の機能を果たしているということで、これはいろんなところで言われておりますし、佐賀新聞の論説にも載っておりますが、「首長らリーダーは今一度、地域の将来像をどう描いているのか、置かれている状況もよく説明をし、住民の意見をしっかりと聞いてほしい。進むかとどまるかは、その上で判断をすべきだ。」という論説も載っていたかと思いますが。

私たちは、議決権という権限を行使するだけではなく、その賛否を住民に問う機会をつくるのが今求められていると思いますので、市長提案ができなかったから、私たちは、議員提案で皆さんにぜひ御理解を賜り、これに賛同をいただきたいと思っております。

それからこれができた場合、やはり市については、いろんな情報の提供と一緒に両輪となって、ともに頑張っていかなければならないと考えています。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議員提案第1号 鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定については、会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に付託したいと思います。

暫時休憩をします。

午後3時22分 休憩

午後4時33分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、休憩前の北原議員の質疑に対する答弁について、寺山議員より発言の申し出がっておりますので、これを許します。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

質疑についてということですが、私がきちんと受けとめていなかったということで、訂正をさせていただきたいと思います。

今回の、この住民投票条例に対しまして、私は、以前からずっと申し述べてきておりました、そのことについてはいささか問題ありませんが、合併について私が反対の立場をとってきたというふうなことを申されたかと思いますが、私は、まだこの議会において、合併の賛成反対は意思表示いたしておりません。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

それでは、総務委員会に付託されました議員提案第1号 鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定についての総務委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおりであります。委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長森田峰敏君。

○総務委員長（森田峰敏君）

直ちに委員会を開き、まず提出者の説明を求め、その後質疑に入りました。

質問1、住民投票は2分の1以上で成立だが、2分の1に達しなかったらむだになるが、成立する努力をされるか。質問2、経費はどれくらいと考えておられるか。質問3、なぜ今の時期にしなければならないか。質問4、なぜ議会から提案するのかというような質問がありまして、その後討論に入り、採決の結果、議員提案第1号は賛成少数により否決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

議員提案第1号の委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

13番の井手でございます。私は、ただいまの委員長報告について反対の立場で討論をいたします。

私は、昨年の2市4町合併のときも賛成をいたしましたし、また今回の太良町との1市1町との合併も大賛成です。

しかし、市長は常々、市民総参加、あるいは市民が主役だと申しておられます。昨年の2市4町合併時のアンケート調査では、説明が不十分でわかりにくかったとの住民の声がありました。しかし、今回の1市1町については細々と説明がなされたので、市民の大半が納得をされているんじゃないかと、このように思っております。

この大事な合併問題について、去年のアンケート調査で十分かという市民の声がっております。今回の1市1町の合併については、太良町と合併については対等合併で話をされているわけでございます。やはり、これにつきましては、太良町さんは住民投票をされるわけでありまして、やはり鹿島市といたしましても多少経費はかかるかと思えますけれども、本当の意味での市民の真意を問うためには、やはり、この住民投票が必要じゃないかと、私はそのように思っておりまして反対の討論をいたします。繰り返しになりますけれども、1市1町の合併は大賛成でございます。

以上で討論を終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかに。2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

2番伊東茂です。先ほどの総務委員長、委員会の報告に対して、私は賛成の立場で討論を行います。

昨年5月の臨時議会で合併協議会の設置案が可決され、現在まで19回にわたり協議が続けられ、54項目の協議も、残すところあと数項目だけとなりました。市民の方は、ケーブルテレビや、そしてまた協議会だよりなどの配付により、協議が進むにつれ、市民の間にも冷静に会議を見守る姿勢が見られ、また合併への関心が少しずつ高まってきたように感じられます。この間、平成16年度の地方財政計画が示され、実質的な交付税が12%削減をされ、今後も地方交付税は毎年2%の減額が予想される厳しいこの財源のもと、ますます合併の必要性が感じられ、市民の方との会話の中でも、合併を実現してほしいという声が頻繁に出てくるようになりました。合併へ向け最終段階の時期を迎え、機は熟してきていると感じておりま

す。

このような状況の中、時間と経費を使い住民投票条例を制定し、合併の意思を問うことは、市民に合併に向けての不安材料を与え、また、なぜ今さらという感じを市民の方が感じてしまうのではないかと思います。また、議会への不信感を植えつけることになると私は考えます。

このような理由により、委員長報告に対して賛成といたします。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

ただいまの委員長報告に対して反対の立場で討論をしたいと思います。

鹿島市と太良町の合併の法定協議会が、いよいよ最終盤にかかってきたわけですが、私は、はっきり申しまして、今回の太良町との合併については、合併する気でないという態度をとり続けてきております、これからも同じです。

特に、なぜ太良町と合併をしなくちゃいけないかというような、そういう問題についても、メリットはという質問に対し、市長は鹿島市で大きな行事をしても宿泊施設はないが、太良町にはあると。きのうもこのような発言をされておりますが、全くそれ以外には聞かれなかったというようなことですね。それと最近になりましたは、地方交付税が非常に減額をされてきたことのために、合併をしないとやっていけないというような、そういう理屈も出てきております。

特に、私自身は反対の態度をとっておりますけれども、やはりこれから先の鹿島市のまちづくりをどうするか、それから鹿島市民の皆さん方の生活をどうしていくかという、この大事な分岐点に来ている、合併をするかどうかという問題については、私たち議員だけの判断ではなく、やはりすべての市民の皆さん方の意向を聞くというのは、ここで大事なことだと思います。いろんな方ともお話をしておりますと、あたかも住民投票をすることは、合併に反対する運動、その一つの手段のような、そういう理解をされている人もありますが、全くこれはお門違いだと思います。

どうであろうと、賛成の方が多かろうが少なかろうが、その辺の本当に皆さんたちの意思をしっかりと問い、そしてこれからの鹿島市を文字どおり全市民の力でつくっていかうという、そのために私たちは、この投票条例をつくって、住民投票をしようということ呼びかけているわけです。

先ほども今さら何で、今の時期にというようなことを言われました。確かに、総務委員会の中でもその意見が出されました。

しかしこれは、私は今さらとは言えないと思います。私は、この住民投票条例をつくることについては、これまで一貫して申し上げてまいりましたし、特に今回、予算委員会が行わ

れましたが、予算委員会のその席でも、私は、今ぜひ住民投票条例をつくるべきだと、そして住民投票をすべきだということを申し出いたしました。

しかし、それは執行部からは、今さらそういうことをすると一緒に話し合いをしてきた、もし否決をした場合には相手の方に申しわけないんだと。また、相手がそういう形になっても、こっちも迷惑だと。そういうような意見。そして、地方交付税が少なくなったという問題などで、今、それよりも推進をしなくちゃいけないというような旨の答弁がされているわけです。

いよいよここまで、私も、なるだけ執行部からそういう条例をつくってもらいたいということでここまで頑張ってきたわけですけども、それが受け入れられなかったために、幸い数人の賛同の議員たちの声も聞きましたので、私は一緒にこの条例を提案しなくてはいけないというようなことを感じ、この提案条例を提案することに参加をしております。

特に、総務委員会の中では、議員が責任を持ってこのことでやるべきだとかの意見もありますが、議員が責任を持つためには、本当に1人でも多くの人たちの意見を聞くことが、そして私たちの態度を表明することが責任を持つことにつながるんだと私は思っています。

それから、もしこの条例を議会で可決しても、市長が執行しなければ何にもならんじゃないかというような意見も総務委員会で出ました。

ところが、これは幾ら桑原市長が私たち議会に対して、例えば、議会が言うたってというような心をお持ちになったとしても、議会が議決をしたのを市長が、「うんにゃ、おれはそがんとはせんばい」というような市長じゃないですよ。こういうことをしたら、いや笑い事じゃなく、こういうことをしたら全国の笑い物ですよ、ここだけの笑いじゃないですよ。そのくらい権威のあるものですし、そこは尊重されると思うんですよ。

予算にしたってしかりですよ。お金のことでとやかく言われる方もいましたが、そうじゃないと思うんです。例えば、このことが必要と思われるならば、お金を10,000千円、20,000千円使ったって、それはむだ金じゃないと思います。私は、きょうの予算審議の中で、むだ金は使うべきじゃないなどの意見を言いました。事業をやめろということも言いました。しかし、こういう問題というのはむだ金じゃないと思うんですよ。これこそ生きた金だし、大事なお金だと思うんです。こういうところを、やっぱり、しっかりととらえて、私たちがこの問題に取り組んでいかななくちゃいけないんじゃないかと思います。そうしないと、本当に、今、私たち市民の人たちが、「多くの方は私の前でしっきゃ賛成で言いよんさったばい」というような声は言われますが、そうじゃないんですよ。私はそうじゃないと言います。

私は、きのう太良町で知事との対話集会を聞きまして、太良町の人たちの、あの必死さに驚きましたよ。必死でしょう、どうであろうと。きょう議会に来たら、反対集会に行ったごたつたない」と言いよんしゃった議員のおんさつたですが、まさにそう受けとめられるような、どっちであったって必死だったと思うんですよ。なぜかという、あれは住民投票をす

るということが決まった中で、反対賛成いろんな動きが起き、多くの人たちがやっぱり自分たちの1票を投じるためにどうしたらいいかということについて、知り、勉強をし、いろいろ研究をし、取り組まれている結果がそうだと思うんです。しかし、鹿島市の場合はそういう目的がありませんから、そこまでなかなか全住民のものになっていないと思うんですよ。

皆さんは、「賛成が多か、私の周りは」とおっしゃっていますが、そうじゃないと私は言い切れると思います。私はいろんなところに行きますと、「いっちょんわからん」て言いんさつが多かです。「どがんなりよつとですか」と。「議会のよかごとしんさつとなた」と。いろいろありますよ、そりゃ。

確かに、総務委員会でも言いましたが、私たち22名の議員が、全市民の隅々の意見を集約できませんよ——せんといかんわけですけど。今の力では集約できませんよ。そのところを、本当に1人でも多くの人たちが、自分の意思を表明するためには、やはり住民投票条例をつくって、そして一人一人が自分の考えに基づいて投票する。そして投票するまで時間は余りありませんが、私たち議員、そして執行部が、本当に、それこそ一方的なことではなくて、皆さんたちにフェアな形で情報を提供しながら、そしてこの投票に取り組んでいくということを、私はやらなくちゃいけないと思います。時期の問題とか、そういうことじゃないと思います。今、聞いておりますと、きのうの知事の発言だって、まさに押しつけですよ。そういう形になっています。合併をすると言うたところには、先やっくさんたて。こういうことがあってはいけないと思うんですよ。おどしですよ。

そういう中ですから、本当に住民がちゃんと選択できるような、そういう場所をつくってやるのが私たちの責任であり、さらにそれができ上がったならば、何度も言います、でき上がったなら、私たち議員なり執行部が、ちゃんと判断できるような情報提供をしてやって、このことに取り組んでいくということが私は大事だと思いますので、まだ動いていらっしゃる議員の方もあると思いますよ。ぜひ、本当、笑わんで真剣に考えてくださいよ。ぜひ、この条例を可決していただいて、取り組んでいただきますように、本当に私は、今、胸の中で手を合わせています。どうか皆さん、よろしくお願いをしたいと思います。ということで委員長報告には反対でございます。

以上です。

#### ○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。橋川宏彰君。

#### ○8番（橋川宏彰君）

私は、委員長報告について賛成の立場から討論をします。

今、鹿島と太良町とは、昨年5月より法定協に入り、合併へ向け最終段階に入っております。住民の皆様には、議員みずからが、なぜ今合併なのかを説明する義務があると思います。むだな金、また市職員の労力などを考えると、議員が自分の支持者等は大体わかっ

ているはずだと思っております。ですから、議員は自分の労力を惜しまないで、選挙のときのように駆けずり回って、やはり、今の皆さんの話を聞き、説明をし、最後は議員がみずから決断すべきであると思っております。何か住民投票と言えば聞こえはよいと思いますが、議員は住民から負託されて、市の運用を任されているわけでありますので、議員はみずからの責任で判断をすべきだと思います。そういうわけで、私は賛成の立場をもって討論とします。

○議長（小池幸照君）

申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。  
16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私は、ただいまの委員長報告に反対の立場で、本条例案を可決させるべきだという立場で討論をいたします。

今、我々議会が問われているのは、合併の是非、それは、もう思い思いに、今、意向表明された方もいらっしゃるし、まだ保留の方のいらっしゃるが、これは、恐らく今の予定では6月の定例議会でその意思を表明される、そういうプログラムになっておると思います。今、我々として議論をしなければならないのは、1市1町の両行政が今日まで営々と努力をされて、50項目にわたる合意が見られた、あと4項目についての合意をとる作業が残っているところまで来た。行政としては、かなり日程的にも内容的にも議論が詰められて熱くなっております。

ただ、主役である市民がどこまで熱くなっているのか、これを非常に心配されている。つまり、民意がどこにあるのかという判断を、私たち議会はこの3カ月でしなければならない、そういう時期にあらうかと思うんです。

そういった点で、私も従来からの持論ではございますが、1年ほど前に、2市4町を前提とした住民意向調査を囑託員の方々の御努力をいただいて行われました。その際の合意と、合併賛成という数値が50.1%、わずか0.1%上回っておった、それは数字ですから過半数の数字です。

しかし、その前提が2市4町から1市1町に崩れておるということは、非常に大きな着目点なわけですね。その50.1%も、この時代だから合併そのものに賛成という方と、藤津鹿島地区内での合併に賛成という数値を合わせたものです。これは、お隣の塩田、嬉野まで含めた藤津を想定されての住民の方々の答えがそうであったわけですね。

そういった意味では、当時の住民の皆さんの合意の前提というのは、崩壊までは行ってないにしても、ニュアンスが違う、崩れておるといふふうに私はとるのが自然なとり方ではないかというふうに思います。

今、執行部がそこまで熱くなっておられますけど、1月21、22日両日にわたって、6地区

で説明会を開催されました、議員も参加をさせていただきましたけど、参加者が 300数十名です。市民の1%前後の方しか、その結果を聞いておられないわけです。しかも、そこで参加をされた方々の顔ぶれを見ますと、区長さんや市の職員さんが大半です。一般の住民の方は、ほとんど私の行ったところでは目についておりません。

そういう環境のもとで、平成の合併は住民が主役の合併だというふうに言われております。市長は、就任以来、常々、行政運営は市民総参加で行いたいという基本方針を持って今日まで臨んでまいられております。そういう観点からしても、この間ずっと執行部に対して、民意の調査をもう一遍行われたいと本議会でも数多くの議員が主張をし、求めてきたわけです。しかし、当時のそうした調査をもって是とするという方針を変えられない。こういう段階に至って、今日、民意を問う手段として本議会がとり得る最善の手段としては、住民意向調査ではなくて、本日提案をいたされております条例に基づく合併投票、これを行うことが最善の策だというふうに私は考えております。

確かに、反対討論をされる方の中には、財政がむだではないかという議論もありますが、民主主義の、しかも数十年という単位の市制の枠組みを決める、そうした基本的な立場に立って民主主義の手續に数百万、あるいは10,000千円近くの費用を投じたとしても、市民からどれほどの批判があるものか、私は、それは疑いの域を出ないものだというふうに考えます。大儀をとるべきだというふうに考えるわけでありませぬ。

あえて申し上げますと、この時期に至って市民に不安材料を与えるんではないか、あるいはお聞きするところによれば、太良町民にも不安を与えるんではないかというような心配もなされておりますが、私は、不安材料であっても、寝た子を起こしてでも喚起をして、そうかと、その議論に乗ってみようと、そして考えてみようという機会を、我々議会として与える最善の策を模索すべき立場に今日置かれているというふうに考えるわけです。

そういった点で、議員諸公の懸命な御判断をお願い申し上げたいとともに、最後に一つだけ申し上げますが、これは提案者の寺山議員からもお話がございましたけど、過日、3月20日土曜日に、市町村合併という記事が地元紙の社説に載せられております。ここで言われておるのは、住民に再度問うべきであると、合併をするにしましなくても、基本的なスタンスを問われております。ここに書かれておりますのは、全部は読み上げませんが、そのポイントとなるのは、「気になるのは、住民の意向が十分に反映されているかどうかだ。先日、ある町の勉強会に招かれ、住民への説明不足を目の当たりにした。佐賀市の合併関連予算否決にしても執行部と議会の確執が底流にあり、住民不在の印象は否めない。首長らリーダーは今一度、地域の将来像をどう描いているのか、置かれている状況もよく説明し、住民の意見をしっかり聞いてほしい。進むかとどまるかは、その上で判断をすべきだ。」。まさにその時期に、今、我々鹿島も置かれておるわけです。鹿島の最高議決機関である本市議会が、来るべき6月議会にその結論を得るために、今何をなすべきか、このこと

を、ぜひとも私たち議員として考えたいものだというふうに考えまして、私の討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

静粛に。静かにしてください。（発言する者あり） 必要ないです。

ほかにございませんか。7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。私は総務委員長の報告に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、谷口議員が住民意向調査のことをちょっと触れられましたので、そこから入りたいと思いますけれども、2市4町の住民意向調査が昨年1月に実施をされました。そのときには、確かに2市4町に対しての問いかけでありましたけれども、合併に賛成が、先ほどからあっておりますように、合併の、いわゆる枠組みは別として賛成が50.1%でした。合併そのものに反対をされた方は17.3%という数字になっております。この数字自体は、その後のいろんな情勢の変化において、多少の動きはあると思いますけれども、私は、2市4町のとときに反対の立場に立っておりましたので、いろんな方から意見をいただきましたけれども、今回の1市3町、あるいは1市2町、それから1市1町に移る過程において、やはり合併は必ずやるべきだというような意見を、ほとんどの方からいただいておりますので、今の市民の考え方というのは、合併はまず1市1町でやるべきだという方がほとんどではないかというような判断をいたしております。

確かに、一部には合併そのものに反対の方もいらっしゃると思いますけれども、民意を図るやり方として、太良町での昨日の議論は、確かに住民投票を前にして白熱をした中での議論でありましたので、鹿島市ではややさめた感じがいたしますけれども、それは賛成者が多くて反対の運動がそれほど大きな展開がなされておられませんので、白熱した議論にならないのではないかというような判断をいたします。

今回、議員提案で住民投票条例を提案されたことに関しては、議会の一つのチェック機関として提案をされたことには敬意を表したいと思います。また、住民投票自体を私は否定するものではありません。これは、幅広く市民の意見を集約する、あるいは民意を問う手段としてということで御提案をされましたので、この投票自体は否定いたしませんけれども、総務委員会の中でも申し上げましたが、なぜ、今、この時期に住民投票をやる必要があるのかということで、総務委員会でも反対をいたしました。私たち議会は、太良町の住民投票条例の施行時期に関して、早期に実施をしてほしいということの要望も行ってきたわけでございます。今、法定協が4月の中旬に終わろうとしている今の段階に、私たちが住民投票を制定して住民投票をやるのが、従来太良町に対して働きかけてきたことに関して整合性がとれないような気がいたします。それと、太良町の住民投票に対しても、やはり鹿島市が住民投票を制定することは、少なからずも影響があるのではないかというような判断をいたしま



す。

さらに、最終的には6月議会で我々議会が廃置分合議案を議論するわけでございますので、我々議員が議員の責任を持って有権者の方々、市民の方々の声を聞き、最終的に6月の議会で判断をやるべきではないかと、それが市議会としての任務ではないかというふうに考えますので、総務委員長の報告に賛成の討論といたします。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第1号 鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定について、委員長の報告は否決であります。否決でありますので、原案について採択をいたします。議員提案第1号 鹿島市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって議員提案第1号は否決されました。

お諮りいたします。意見書第1号から第2号の2件は、会議規則第36条第2項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって意見書第1号から第2号の2件は、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第13 意見書第1号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第13. 意見書第1号 消費者保護基本法の抜本改正等を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書案の朗読を求めます。8番議員橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

---

意見書第1号

消費者保護基本法の抜本改正等を求める意見書（案）

ここ数年、商品やサービス・金融に関する消費者被害が日本各地において急増し、消費者の暮らしをおびやかしている。

こうした状況を踏まえ、国においては、消費者問題に関する施策の充実につなげるため、下記のとおり「消費者の権利」を明記した消費者保護基本法の改正をはじめ、消費者団体訴訟制度の導入、消費者政策の総合的かつ一元的な体制の設置の早期成立を強く要望する。

記

1. 「消費者の権利」を明記すること
2. 消費者団体訴訟制度導入の根拠となる規定を盛り込むこと
3. 消費者政策を推進する行政の体制を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月26日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様

参議院議長 倉田寛之様

内閣総理大臣 小泉純一郎様

内閣官房長官 福田康夫様

以上、意見書（案）を提出する。

平成16年3月26日

提出者 鹿島市議会議員 橋川 宏彰  
鹿島市議会議員 山口 瑞枝  
鹿島市議会議員 伊東 茂  
鹿島市議会議員 井手 常道  
鹿島市議会議員 谷口 良隆  
鹿島市議会議員 吉田 正明  
鹿島市議会議員 谷川 清太  
鹿島市議会議員 中西 裕司

鹿島市議会議員 小池 幸照 様

---

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第1号 消費者保護基本法の抜本改正等を求める意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって意見書第1号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第14 意見書第2号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第14. 意見書第2号 地方交付税等の大幅削減に対する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。9番議員森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

---

意見書第2号

#### 地方交付税等の大幅削減に対する意見書（案）

昨年6月に決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の「三位一体改革」の方向性がとりまとめられ、今回、1兆円の国庫補助負担金の削減、所得贈与税及び税源移譲予定特例交付金の創設、地方交付税の総額抑制が行われることになった。

しかし、「三位一体改革」は、単に国の歳出削減を目指す改革であってはならず、自治体の財政自主権の確立と国民生活の安定・向上を目指すものでなくてはならない。「三位一体改革」の推進にあたっては、以下の諸点について、強く要望するものである。

#### 記

##### 1. 地方財政見直し等の早期公表と地方の意見の反映

地方公共団体の毎年度の予算編成に支障が生じないように、地方財政見直し、「三位一体改革」の具体的内容などできる限り早い段階で明らかにし、地方の意見を十分に反映されること。

また、国民の意見が反映できるように、地方財政計画の透明性を確保すること。

##### 2. 的確な財源保障

国が地方に対し義務付けている膨大な量の事務事業が見直されていない中、地方財政計画において地方交付税及び臨時財政対策債が大幅に削減されるなど、財政措置は不十分であり、地方の財政需要及び見積もりにあたっては、地方の実績を十分踏まえて的確にこれを行い、それに応じた財源保障を確実に措置すること。

国の財政再建のために地方に負担を押し付けることがあってはならない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月26日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様  
参議院議長 倉田寛之様  
内閣総理大臣 小泉純一郎様  
総務大臣 麻生太郎様  
財務大臣 谷垣禎一様  
経済財政  
金融担当大臣 竹中平蔵様

以上、意見書（案）を提出する。

平成16年3月26日

提出者	鹿島市議会議員	森田峰敏
〃	〃	橋爪敏
〃	〃	福井正
〃	〃	中村雄一郎
〃	〃	青木幸平
〃	〃	松尾征子

鹿島市議会議長 小池幸照様

---

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第2号 地方交付税等の大幅削減に対する意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって意見書第2号は提案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって今期定例会は本日をもって閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時17分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小池 幸 照

会議録署名議員 16番 谷 口 良 隆

同 上 17番 中 島 邦 保

同 上 18番 吉 田 正 明